

件 名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主 管 課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）
【改正の概要】 １ 個人県民税関係 （１）ふるさと納税に係る特例控除額の定額上限の新設 特例控除額について、定額上限（193万円（うち県税分（77万２千円））を新設 （２）寄附金税額控除に係る期間延長 国税（復興特別所得税）の課税期間延長（令和19年度まで→令和29年度まで）等に伴う所要の措置 （３）優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例の見直し 譲渡した土地が譲渡時点で地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域内に存在する場合について、特例措置の適用対象から除外 （４）特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例（新設） 暗号資産取引業者に対する特定暗号資産の譲渡等に係る譲渡所得等について、申告分離課税（所得税15%、個人住民税５％〔県：２％、市：３％〕）とする特例を新設 ２ 国境を越えた電子商取引に係る地方消費税の課税の見直し（新設） ○ 通信販売により国外から国内宛てに発送される特定少額資産（対価１万円以下）を譲渡割の課税対象に追加 ○ 国外事業者が行う国内電子商取引が、国が指定するデジタルプラットフォーム事業者を介して行われる場合、当該事業者を特別徴収義務者とみなして課税	
施 行 日	令和９年１月１日。ただし、次の項目は以下のとおり。 （１）寄附金税額控除に係る期間延長（上記１（２）） 優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例の見直し（上記１（３）） 令和１０年１月１日 （２）特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例（上記１（４）） 地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）附則第１条第17号に定める日 （３）国境を越えた電子商取引に係る地方消費税の課税の見直し（上記２） 令和１０年４月１日